

第 1 章 諮問と審議の概要

第 1 節 諮問の内容

1 諮問事項

火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 条）第 55 条の 7 の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成 29 年 7 月 3 日

東京都知事 小池 百合子

記

- 1 「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」について
- 2 「地震時等における火災情報等の活用方策」について

諮問事項

- 1 省略
- 2 平成 24 年に発表された首都直下地震等による東京の被害想定では、最大 811 件の火災が発生し、焼失する建物が 20 万棟、火災による死者が 4, 000 人を超えるとされている。

東京消防庁では、大規模地震発生時、119 番通報や消防署への駆付け等により災害情報を覚知するほか、早期災害情報システム、地震被害判読システム等の震災消防対策システムを活用するなど、効果的な消防活動に資するため、情報収集体制の強化を図っている。

さらに、他の防災関連機関や電気・ガス・通信等のインフラに関連する企業などからの情報についても即時に、多角的に活用できるよう考慮する必要がある。

地震火災による被害の軽減には、消防隊がより効果的に活動できる環境を整備することに加え、住民の適正な避難行動の可否も大きく影響する。

避難行動が適正に行われるためには、収集した災害情報の効率的な共有体制を構築するとともに、区市町村と連携した避難誘導體制等を強化し、住民に対し災害の情報と進展予測を適時適切に伝達することが重要となる。

以上のことから、「地震時等における火災情報等の活用方策」について諮問するものである。

2 諮問の背景

首都直下地震等、震災時における火災被害の甚大さを鑑み、東京消防庁では火災の発生状況等を早期に把握し、迅速かつ効果的な消防活動に資するため、早期災害情報システム、地震被害判読システム等の震災消防対策システムを活用するなど、情報収集体制の強化を図ってきたところである。

一方、首都直下地震時における人的被害の軽減には、消防機関が収集した火災をはじめとする災害情報を東京都や区市町村等と共有し、活用することが重要といえる。

3 審議の目的

首都直下地震時等の火災による人的被害の軽減には、消防隊による効果的な消火活動等に加え、区市町村が避難勧告や指示を発令し、住民が避難すること等、関係機関がそれぞれの対応を適時適切に行うことが重要である。

関係機関による対応が適正に行われるためには、消防機関の持つ災害情報を効率的に共有できる体制の構築と、共有した災害情報を基に関係機関がとるべき行動を判断し、住民等、ターゲットとする対象に適時適切に伝達することが重要である。

地震時等における火災情報等の活用が人的被害の軽減に資するよう、消防機関から区市町村等に災害情報を提供するに際しての、情報収集や情報共有のあり方等、運用上の課題を整理するとともに、対策を具体的に検討することを目的とする。

第2節 審議会の概要

1 審議会の概要

審議体制

火災予防審議会に人命安全対策部会と地震対策部会の2部会を設置し、人命安全対策部会が諮問事項「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」を、地震対策部会が「地震時等における火災情報等の活用方策」をそれぞれ審議した。また、各部会の下に小部会を設置し、細部にわたる審議を行った（図1-2-1）。

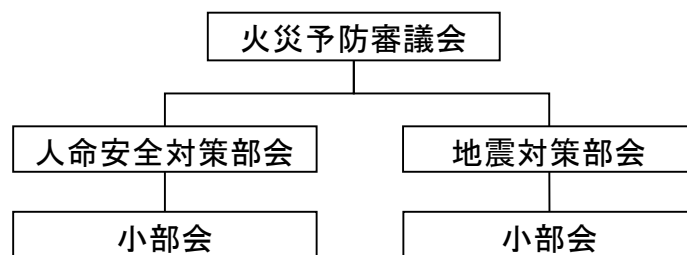


図1-2-1 審議の体制

(1) 火災予防審議会委員

氏名		所属等
会 長	中林 一樹	首都大学東京名誉教授
副会長	長谷見 雄二	早稲田大学教授
部会長 (人命安全)	野口 貴文	東京大学大学院教授
部会長 (地震対策)	糸井川 栄一	筑波大学教授
委 員	青柳 一彦	東京都都市整備局市街地建築部長
	妹尾 高行 (前任)	
〃	新井 雄治	前公益財団法人東京防災救急協会理事長
〃	有金 浩一	東京都総務局総合防災部長
	梅村 拓洋 (前任)	
〃	池上 三喜子	公共財団法人市民防災研究所理事
〃	石中 良治	一般社団法人日本火災報知機工業会
〃	市古 太郎	首都大学東京教授
〃	大宮 喜文	東京理科大学教授
〃	大佛 俊泰	東京工業大学教授
〃	鍵屋 一	跡見学園女子大学教授
〃	加藤 孝明	東京大学教授
〃	唐沢 かおり	東京大学大学院教授
〃	佐伯 正人	一般社団法人東京ビルディング協会

〃	鈴木 恵子	消防研究センター主任研究官
〃	鈴木 康幸	総務省消防庁予防課長
〃	関谷 直也	東京大学大学院准教授
〃	高橋 寛(前任)	一般社団法人東京ビルディング協会
〃	関 俊介	板橋区危機管理室防災危機管理課長
	古巻 祐介 (前任)	品川区防災まちづくり部防災課長
〃	田中 淳	東京大学大学院情報学環 総合防災情報 研究センターセンター長
〃	石毛 しげる	東京都議会警察消防委員会委員長
	大津 ひろ子 (前任)	
	田中 たけし (前々任)	
〃	玉川 英則	首都大学東京大学院教授
〃	西澤 真理子	リテラジャパン代表
〃	平田 京子	日本女子大学教授
〃	廣井 悠	東京大学大学院准教授
〃	深作 昌弘	一般社団法人東京警備業協会 施設警備 委員株式会社小田急ビルサービス
〃	藤野 珠枝	主婦連合会
〃	三井 雅貴	一般社団法人東京都建築士事務所協会
〃	宮崎 緑	千葉商科大学教授
〃	山岸 敬子	明治大学法科大学院教授
〃	山崎 登	国土舘大学教授
〃	渡辺 美智子	慶応義塾大学大学院教授

○ 地震対策部会委員

	氏名	所属等
部会長	糸井川 栄一※	筑波大学教授
小部会長	加藤 孝明※	東京大学教授
委 員	新井 雄治※	前公益財団法人東京防災救急協会理事長
〃	有金 浩一	東京都総務局総合防災部長
	梅村 拓洋 (前任)	
〃	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所理事
〃	市古 太郎※	首都大学東京教授
〃	大佛 俊泰	東京工業大学教授
〃	鍵屋 一※	跡見学園女子大学教授
〃	関 俊介	板橋区危機管理室防災危機管理課長
	古巻 祐介 (前任)	品川区防災まちづくり部防災課長
〃	関谷 直也※	東京大学大学院准教授

〃	田中 淳	東京大学大学院情報学環 総合防災情報 研究センターセンター長
〃	玉川 英則※	首都大学東京大学院教授
〃	中林 一樹	首都大学東京名誉教授
〃	平田 京子	日本女子大学教授
〃	廣井 悠	東京大学大学院准教授
〃	山崎 登	国土舘大学教授

委員五十音順（前任除く） ※印は小部会員の兼任を示す

2 審議経過

(1) 総会

諮問 平成 29 年 7 月 3 日

答申 平成 31 年 4 月 17 日

(2) 地震対策部会

第 1 回 平成 29 年 8 月 2 日

第 2 回 平成 30 年 1 月 15 日

第 3 回 平成 30 年 3 月 20 日

第 4 回 平成 30 年 8 月 24 日

第 5 回 平成 30 年 11 月 26 日

(3) 地震対策部会小部会

第 1 回 平成 29 年 10 月 13 日

第 2 回 平成 29 年 12 月 4 日

第 3 回 平成 30 年 6 月 4 日

第 4 回 平成 30 年 7 月 31 日

第 5 回 平成 30 年 10 月 29 日

第3節 審議の方針等

1 審議の方針

現状の災害情報の取り扱いに関する計画の確認や、過去の災害時における災害情報の取り扱い状況の考察、関係機関へのヒアリング、アンケート調査を通じ、情報共有や災害情報の活用に関する課題やニーズを把握した。

発災時に関係機関が災害情報の共有を円滑に行い、活用できるよう、把握した課題の解決方針やニーズを満たすための対策について、検討を行った。

2 審議事項

審議の流れについて図 1-3-1 に示す。

(1) 地震時等における火災情報等の活用に関する課題

現状の災害情報伝達計画の整理及び過去の地震災害における災害情報の評価を行い、災害時における情報共有の必要性を把握した。

また、関係機関や区市町村に対し、ヒアリング調査、アンケート調査を行い、災害情報のニーズと課題を抽出した。

(2) 地震時等における火災情報等の活用に関する課題解決

情報の過程別に、課題やニーズの解決方針・対策を検討し、災害情報活用の方向性を示すとともに、人的被害リスク評価に関するケーススタディを通して、災害情報の整理・加工する必要性と、その手法について検討した。

(3) 地震時等における火災情報等の活用方策

地震時等における災害情報の活用方策について、地震火災の特性を踏まえたうえで、情報の過程別及び平常時から取り組むべき事前対策に整理し、提言を行う。

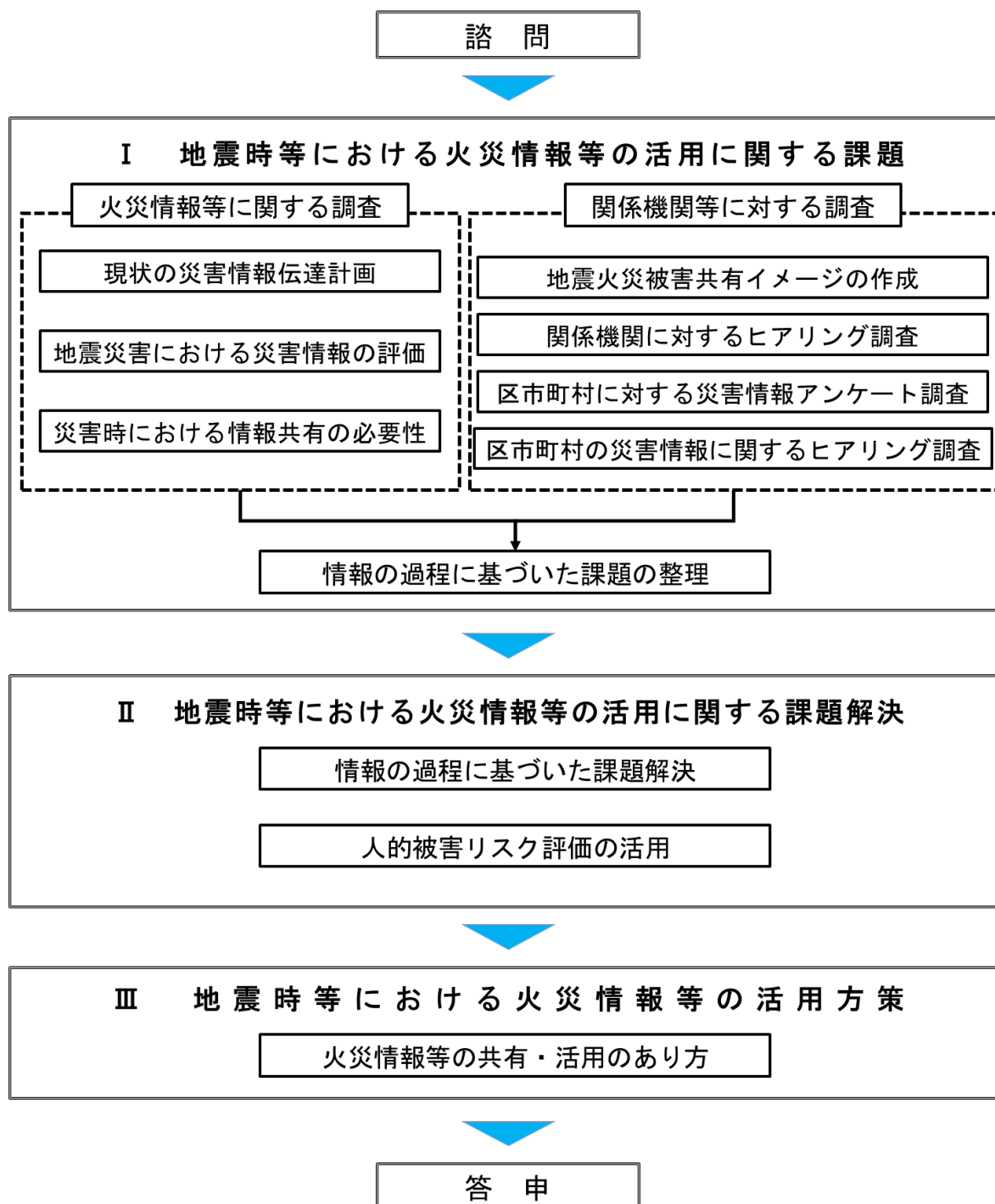


図 1-3-1 審議フロー

第4節 用語の定義

本報告書において用いている用語について、次のように定義し使用する。用語後のページは初めて使われるページを示している。

■ 東京消防庁管内

東京都内から稲城市及び島しょ部を除いた地域を指す。

■ 覚知

消防機関が火災等の通報を受け、確認したことをいう。

■ 火災情報等

火災の出火点（場所）、延焼状況や延焼方向、延焼範囲の情報。

■ 災害情報

発生場所や状況、活動状況等、消防の持つ災害関連情報をいう。

■ 関係機関

災害時に東京消防庁が連携する東京都及び区市町村の自治体、警視庁等の行政機関並びに、ライフライン及び交通網に関係する指定公共団体等を指す。

■ 延焼シミュレーション

市街地の建物の形状、構造、階層等を基に、地震時の建物被害や気象条件に応じて延焼範囲の面積、火災の拡大状況を予測するものである。

■ 東京都 DIS(東京都災害情報システム)

災害時に防災機関や区市町村から収集した災害情報等を都災害対策本部が一元的に管理し、行政機関等の効果的な連携や都の災害対処活動、都民への防災情報提供に役立てるシステムである。

■ 駆け付け通報

通信機器を用いず、発見者等が直接、消防機関に火災等を通報してきたもの。

■ 消防部隊運用

火災等による被害を軽減するために必要な消防部隊の選定、出場指令、出向制限及び通信運用を行うことをいう。

■ Lアラート

災害発生時に、自治体や指定公共団体が、放送局やアプリ事業者等の多様なメディアを通じて住民等に対して情報を迅速かつ効率的に伝達する共通システムを指す。